

企画競争実施の公示

平成 30 年 10 月 9 日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局

熊本河川国道事務所長 鈴木 学

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 調達概要

(1) 調達件名：熊本河川国道事務所ホームページ更新

(2) 調達内容

本業務は、熊本河川国道事務所ホームページのリニューアルを行うものであり、分かりやすいページデザインとページ構成に改訂するとともに、既存ページのデータ更新、新規ページの作成・追加等を行う。また、サイトマップの修正、簡易更新システムの改良及びアクセス解析システムの検討も併せて行うものである。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から平成 31 年 3 月 15 日まで

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 競争参加資格（全省庁統一資格）

① 企画提案書の提出時において、平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

(3) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親

会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合

イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(5) 平成20年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記に示す「同種業務」について1件以上の実績を有すること。

○同種業務 : 九州地方整備局管内におけるホームページ作成(更新)業務

(6) 九州地方整備局管内に本店・支店または営業所等が存在すること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者または、準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原一丁目12番1号

国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所経理課契約係

電話096-382-1127(内線225) F A X 096-382-0618

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年10月9日から平成30年10月29日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。場所は(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成30年10月29日 17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を

行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。